

平成三十一年三月二十二日受領
答 弁 第 九 一 号

内閣衆質一九八第九一号

平成三十一年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員早稲田夕季君提出横畠裕介内閣法制局長官の官僚としての資質に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員早稲田夕季君提出横畠裕介内閣法制局長官の官僚としての資質に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「日本語能力」及び「水準」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「厳正中立に判断」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねについては、平成三十一年三月八日の参議院予算委員会において、横畠内閣法制局長官が「このような国会での審議の場における国会議員の発言に関して、声を荒げて発言するようなことと評価的なことを申し上げたものであり、行政府にある者の発言として・・・その立場を逸脱した誠に不適切なものでありましたので、おわびをして撤回させていただきました」、「国会での審議の場における国会議員の質問の重要性を踏まえ、国会での質問に対して誠実に答弁してまいります」、「しっかりと職責を果たして

まいりたいと考えております」等と述べているところである。